

JIS

リスクマネジメントーリスクアセスメント技法

JIS Q 31010 : 2022

(IEC 31010 : 2019)

(JSA)

令和 4 年 8 月 22 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	安 形 輝	亜細亜大学
	石 井 正 悟	独立行政法人情報処理推進機構
	伊 藤 雅 樹	株式会社日立製作所
	菊 川 裕 幸	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	福 田 昭 一	富士通株式会社
	山 口 大 輔	総務省国際戦略局

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 24.4.20 改正：令和 4.8.22

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 4.8.22

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会 (委員長 渡邊 創)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 中核的概念	3
4.1 不確かさ	3
4.2 リスク	4
5 リスクアセスメント技法の使用	4
6 リスクアセスメントの実施	6
6.1 アセスメントの計画	6
6.2 情報のマネジメント及びモデルの開発	9
6.3 リスクアセスメント技法の適用	12
6.4 分析のレビュー	19
6.5 意思決定の支援のための結果の適用	20
6.6 リスクアセスメントのプロセス及び結果の記録及び報告	22
7 リスクアセスメント技法の選択	22
7.1 一般	22
7.2 技法の選択	23
附属書 A (参考) 技法の分類	25
附属書 B (参考) 技法の説明	33
参考文献	116
解 説	122

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Q 31010:2012** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

リスクマネジメント—リスクアセスメント技法

Risk management—Risk assessment techniques

序文

この規格は、2019年に第2版として発行された **IEC 31010** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、不確かさを考慮に入れる方法を改善し、リスクを理解する助けとして使用可能な様々な技法の選択及び適用の手引を提供する。

これらの技法は、次の場合に使用する。

- どのようなリスクが存在するかについて、又は特定のリスクについて、更なる理解が必要な場合
- それぞれがリスクを含む一連の選択肢を比較又は最適化する必要があるか否かを決定する場合
- リスクに対応するための活動に至るリスクマネジメントプロセスにおいて

これらの技法は、**JIS Q 31000** に記載されているとおり、また、より一般的には不確かさ及びその影響を理解する必要がある場合はいつでも、リスクを特定、分析及び評価するリスクアセスメントステップ内において使用する。

この規格に記載する技法は広範な場面において使用可能であるが、大部分は技術領域に由来するものである。幾つかの技法は概念が互いに類似しているが、異なる分野でのそれらの発展の歴史を反映した異なる名称及び方法論をもっている。技法は時とともに進化し、今も進化を続けており、多くは元の用途以外の広範な状況において使用可能である。技法は新しいやり方で適応、結合及び適用することが可能で、さらに現在及び将来のニーズを満たすように拡張することが可能である。

この規格は、選ばれた技法を紹介し、それらの可能な適用、便益及び制約の比較を行っている。より詳細な情報源への参照も提供している。

この規格の潜在的対象者は、次のとおりである。

- リスクアセスメント又はリスクマネジメントの実施に関与する人々
- 特定の状況においてリスクをどのようにアセスメントするかについて規定する手引の作成に関与する人々
- 不確かさが存在する場合に決定を行う必要がある人々で、次を含む。
 - リスクアセスメントを委託又は評価する人々
 - リスクアセスメントの結果を理解する必要がある人々
 - 特定のニーズを満たすリスクアセスメント技法を選択する必要がある人々